

公告 第619号

## 組合規程の一部変更について

平成29年5月25日付SCSK健発第120号から第122号をもって、以下の規程を一部変更することについて、関東信越厚生局長宛に届出したので、別添、新旧対照表のとおり公告する。

平成29年5月30日

SCSK健康保険組合  
理事長 小林 良成

■一部変更する規程(新旧対照表)

- ・個人情報保護管理規程
- ・機密文書管理規程
- ・事務取扱規程

以上

# 個人情報管理規程

## 新旧条文対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。)、<u>「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」</u>(平成29年4月14日保発0414第18号厚生労働省保険局長通知。以下「ガイダンス」という)、<u>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」</u>(以下「特定個人情報ガイドライン」という)、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、SCSK健康保険組合(以下「当組合」という)における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という)等、当組合が保有する個人情報の漏洩・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>「略」</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年5月30日・法律第57号。以下「法」という。)及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。)、<u>「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」</u>(以下「特定個人情報ガイドライン」という)、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日保保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知。以下「保険課長通知」という。)に基づき、個人情報保護の重要性にかんがみ、SCSK健康保険組合(以下「当組合」という)における被保険者及びその被扶養者(以下「被保険者等」という)等、当組合が保有する個人情報の漏洩・滅失又はき損等(以下「漏えい等」という)を防止し、個人情報保護の徹底を図ることを目的とする。</p> <p>「略」</p>

(個人情報の定義)

第2条 「略」

3 本規程による要配慮個人情報とは、法第2条第3項に定める取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報をいう。

4 死者に関する情報は、法の対象外であるが、ガイドランスに基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

5 前項にかかわらず、個人番号を含む死者に関する情報は生存する者に関する情報と同様に取扱うものとする。

(個人情報の利用目的の特定と公表等)

第3条 「略」

2 当組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱わないものとする。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。

(個人情報の第三者への提供)

第4条 法第23条第1項に規定する第三者提供の除外事項等を除き、あらかじめ被保険者本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。

2 当該個人情報が特定個人情報である場合、本

(個人情報の定義)

第2条 「略」

3 死者に関する情報は、法の対象外であるが、ガイドラインに基づき、死者に関する情報が、同時に、遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報となる。

4 前項にかかわらず、個人番号を含む死者に関する情報は生存する者に関する情報と同様に取扱うものとする。

(個人情報の利用目的の特定と公表等)

第3条 「略」

2 当組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱わないものとする。ただし、利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。

(個人情報の第三者への提供の制限)

第4条 法第23条に規定する第三者提供の除外事項等を除き、あらかじめ被保険者本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、当該個人情報が特定個人情報である場合、本人の同意の有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。

人の同意有無にかかわらず、番号法第19条に定める場合を除き、提供してはならない。

3 法第23条第1項に定める除外事項等ガイドランスⅢ7(1)に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。

4 法第23条第1項に定める除外事項等ガイドランスⅢ8(1)に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない

(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)

第5条 「略」

3 法第17条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

「略」

(外部委託)

第14条 個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。

① 法令、関連通知及びガイドランス(当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを含む)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。

「略」

(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)

第5条 「略」

「略」

(外部委託)

第14条 「個人情報及び特定個人情報に関する処理は、次の各号に掲げる事項を契約書上に明記することを了承した業者に限り、外部委託することができる。

① 法令、関連通知及びガイドライン(当該個人情報が特定個人情報である場合には、特定個人情報ガイドラインを追加する)を遵守し、個人情報の保護に万全を期すこと。また、契約期間終了後においても同様であること。

「略」

<p>(開示手数料)</p> <p>第16条 開示の<u>請求</u>に対しては以下の手数料を徴収する。</p> <p style="text-align: center;">「略」</p> <p>第21条</p> <p><u>(漏洩等の事故にかかる対策)</u></p> <p>第22条 <u>組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。</u></p> <p><u>2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイダンスⅢ4(5)に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。</u></p> <p>附則</p> <p>この規程の改正は平成29年5月30日から施行する。</p>	<p>(開示手数料)</p> <p>第16条 開示の求めに対しては以下の手数料を徴収する。</p> <p style="text-align: center;">「略」</p> <p>第21条</p> <p>新設</p>
---	--

# 機密文書管理規程

## 新旧条文対照表

新	旧
<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第5条 個人情報は、以下のような機密区分の指定に基づいて取扱うこととする。</p> <p>①特定個人情報または<u>要配慮個人情報</u>が記入又は記載された文書は、機密区分として「極秘」を指定する。</p> <p style="text-align: center;">「略」</p> <p>附則</p> <p>この規程の改正は平成29年5月30日から施行する。</p>	<p>(個人情報の取扱い)</p> <p>第5条「個人情報は、以下のような機密区分の指定に基づいて取扱うこととする。</p> <p>①特定個人情報が記入又は記載された文書は、機密区分として「極秘」を指定する。</p> <p style="text-align: center;">「略」</p>

# 事務取扱規程

## 新旧条文対照表

新	旧
<p>第23条 被保険者所属選択（2以上事業所勤務）届を受けた時は、次の手続きをすること。</p> <p>「略」</p> <p><u>2 前項の届に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年5月31日・法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に定める個人番号（以下「個人番号」という。）の記載があったときは、番号法に定める、当該個人番号が正しい番号であることの確認措置（番号確認措置）及び届出者が当該個人番号の保有者であることの確認（身元確認）（以下（番号確認措置）及び（身元確認）を「本人確認措置」という。）を実施すること。</u></p> <p>第24条 任意継続被保険者資格取得申請書を受けた時は、次の手続きを行なうこと。</p> <p>「略」</p> <p><u>2 前項の申請書に個人番号の記載があったときの本人確認措置は、第23条第2項に準じ実施すること。</u></p> <p>第26条 被保険者証再交付申請書を受けた時は、次の手続きをすること。</p> <p>「略」</p> <p><u>2 前項の申請書に個人番号の記載があったときの本人確認措置は、第23条第2項に準じ実施すること。</u></p>	<p>第23条 被保険者所属選択（2以上事業所勤務）届を受けた時は、次の手続きをすること。</p> <p>「略」</p> <p>第24条 任意継続被保険者資格取得申請書を受けた時は、次の手続きを行なうこと。</p> <p>「略」</p> <p>第26条 被保険者証再交付申請書を受けた時は、次の手続きをすること。</p> <p>「略」</p>

「略」	「略」
<p>第45条</p> <p><u>第46条</u> 規則に定める保険給付にかかる申請において、当該申請書に個人番号の記載があったときの本人確認措置は、<u>第23条第2項に準じ実施すること。</u></p> <p><u>第47条</u> 毎月の健康保険料・調整保険料及び介護保険料は事業主から提出された届書に基づき、電算機で計算した健康保険料算定原簿によりこれを決定すること。</p> <p>2 賞与に係る健康保険料・調整保険料及び介護保険料は、事業主から提出された賞与支払届に基づき、電算機で計算した計算書によりこれを決定すること。</p> <p><u>第48条</u> 健康保険料等は、保険料納入告知書を以って事業主に通知する。</p> <p>2 前項に規定する保険料納入告知書は、標準報酬月額別被保険者数及び金額を記載した計算の内訳を添付すること。</p> <p><u>第49条</u> 保健事業の事務処理については、別に定めるところによる。</p>	<p>第45条</p> <p>新設</p> <p>第46条 毎月の健康保険料・調整保険料及び介護保険料は事業主から提出された届書に基づき、電算機で計算した健康保険料算定原簿によりこれを決定すること。</p> <p>2 賞与に係る健康保険料・調整保険料及び介護保険料は、事業主から提出された賞与支払届に基づき、電算機で計算した計算書によりこれを決定すること。</p> <p>第47条 健康保険料等は、保険料納入告知書を以って事業主に通知する。</p> <p>2 前項に規定する保険料納入告知書は、標準報酬月額別被保険者数及び金額を記載した計算の内訳を添付すること。</p> <p>第48条 保健事業の事務処理については、別に定めるところによる。</p>
<p>附則</p> <p>この規程の改正は平成29年5月30日から施行する。</p>	